

## 第20回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成31年 1月25日(金曜日)

開催場所 標茶町役場議場

### ○議事日程

- |     |   |     |
|-----|---|-----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について                                    |     |
| 第 2 | 会期決定について  |     |
| 第 3 | 会務報告  |     |
| 第 4 | 報告第54号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について                       | 5件  |
| 第 5 | 報告第55号 農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について                      | 1件  |
| 第 6 | 報告第56号 認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置<br>に伴う農地転用に関する届出について | 1件  |
| 第 7 | 議案第95号 農用地の賃貸借に係る合意解約について                         | 1件  |
| 第 8 | 議案第96号 農業振興地域整備計画の変更について                          | 2件  |
| 第 9 | 議案第97号 農地法第5条の規定による許可申請について                       | 1件  |
| 第10 | 議案第98号 農用地の買入協議に係る要請について                          | 1件  |
| 第11 | 議案第99号 農用地利用集積計画の作成の要請について                        | 11件 |

### ○出席委員(13名)

1番 澁谷 洋 君	4番 橘 澄子 君	5番 嶋中 勝 君
6番 甲斐やす子 君	7番 森田 享子 君	9番 渡邊 裕義 君
10番 平間 清 君	11番 類瀬 正幸 君	12番 熊谷 英二 君
13番 津野 斉 君	14番 笛木 眞一 君	15番 高橋 政寿 君
16番 佐瀬日出夫 君		

### ○議事参与の制限を受けた委員( 名)

番 君 番 君

### ○欠席委員( 3名)

2番 高松 俊男 君 3番 高原 文男 君 8番 大泉 義明 君

### ○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君	振興係長 小幡 裕也 君
主 査 高橋 望 君	主 事 湊谷 省吾 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 只今から第20回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は13名、欠席3名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時15分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

4番・橋君 5番・嶋中君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第20回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第54号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第4。報告第54号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容5件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

報告第54号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり5件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、笛木委員。

あっせん委員、大泉委員、森田委員、渡邊委員。

報告年月日、平成30年5月28日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字虹別原野636-1。

現況地目、畑。

面積、28,218㎡外10筆、合計面積は78,895㎡。

価格、4,749,000円。

譲受人指名、          さん。

予定資金関係は、自己資金。

続いて土地の所在、字虹別原野638-1。

現況地目、畑。

面積、20,235㎡外1筆、合計面積は67,931㎡。

価格、4,746,000円。

譲受人指名、          さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

合計13筆、合計面積は146,826㎡、合計価格は9,495,000円となっております。

番号1につきましては、あっせん委員長であります笛木委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

報告第54号、番号1について報告致します。

平成30年5月9日に、あっせん委員の指名があり、平成30年5月14日に大泉委員、森田委員、渡邊委員と私、事務局より相撲局長、湊谷主事で現地調査を行い価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、          さんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得たので平成30年5月28日に          において、第2回あっせん委員会を開催し、地元農地部会を中心に譲渡希望者を調整していただき、          さん、          さんに決定しました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1は報告のとおり承認されました。

お諮り致します。

番号2から番号4まで内容3件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号4まで内容3件について、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2について説明させていただきます。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、甲斐委員。

あっせん委員、橘委員、類瀬委員、津野委員。

報告年月日、平成30年12月14日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字中チャンベツ392-1。

現況地目、畑。

面積、12,266㎡外5筆、合計面積は99,073㎡となっております。

価格、1,502,000円。

譲受人指名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

続いて番号3。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、甲斐委員。

あっせん委員、橘委員、類瀬委員、津野委員。

報告年月日につきましては、番号2と同じであります。

土地の所在、字中チャンベツ367-1。

現況地目、畑。

面積、49,182㎡外12筆、合計面積は170,165㎡。

価格、2,925,000円。

譲受人指名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係、自己資金となっております。

続いて番号4。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、甲斐委員。

あっせん委員、橘委員、類瀬委員、津野委員。

報告年月日につきましては、番号2と同じであります。

土地の所在、字中チャンベツ原野270。

現況地目、採放地。

面積、12,489㎡外3筆、合計面積は58,306㎡。

価格につきましては、1,416,000円。

譲受人指名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係、自己資金。

続いて土地の所在、字中チャンベツ原野650。

現況地目、畑。

面積、87,662㎡。

価格、866,000円。

譲受人指名、[ ]さん。

予定資金関係は、自己資金となっております。

合計5筆、合計面積145,968㎡、合計価格2,282,000円となっております。

なお、番号2から番号4まで、あっせん委員長であります甲斐委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 6番・甲斐君。

○6番（甲斐やす子君） 6番・甲斐です。

報告第54号、番号2から番号4について一括して報告致します。

平成30年11月20日に、あっせん委員の指名があり、平成30年11月26日に橘委員、類瀬委員、津野委員と私、事務局より相撲局長、湊谷主事で現地調査を行い価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、[ ]さん、[ ]さん、[ ]さんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得たので平成30年12月14日に[ ]において、第2回あっせん委員会を開催し譲渡希望者を調整したところ、番号2から番号3は、[ ]さん、番号4は[ ]さん、[ ]さんに決定いたしました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2から番号4まで内容3件について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2から番号4まで内容3件については、報告のとおり承認されました。

続いて番号5を議題と致します。

なお、[ ]番・[ ]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（[ ]君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号5について説明させていただきます。。

あっせん譲渡申出者、[ ]、[ ]さん。

あっせん委員長、渡邊委員。

あっせん委員、嶋中委員、熊谷委員、大泉委員。

報告年月日、平成30年12月3日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

当該あっせん案件は、譲渡申出があり上記あっせん委員が指名され、第1回あっせん委員会を開

催し土地の価格を算定し譲渡人より了承を得て、第2回あっせん委員会を開催し、農用地の利用関係の調整を実施した結果、公益財団法人北海道農業公社に対し町を経由して買入の要請を行うこととなりましたので、報告致します。

土地の所在、字熊牛原野20線東10-3。

現況地目、採放地。

面積、138㎡外15筆、合計面積は166,347㎡。

価格、5,843,000円。

一時貸付予定者、                    さん。

続いて土地の所在、字熊牛原野22線東19-2。

現況地目、畑。

面積、8,453㎡外7筆、合計面積は206,639㎡。

価格、5,704,000円。

一時貸付予定者、                    さん。

続いて土地の所在、字熊牛原野22線東19-1。

現況地目、畑。

面積、35,823㎡外3筆、合計面積は117,395㎡。

価格、4,454,000円。

一時貸付予定者、                                    さん。

合計28筆、合計面積490,381㎡、合計価格16,001,000円となっております。

番号5につきましては、あっせん委員長であります渡邊委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） 9番・渡邊です。

報告第54号、番号5について報告致します。

平成30年11月9日に、あっせん委員の指名があり、平成30年11月16日に嶋中委員、熊谷委員、大泉委員と私、事務局より小幡係長、湊谷主事で現地調査を行い価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、申出人に価格を提示したところ、譲渡の承諾を得たので平成30年12月3日に                    において、第2回あっせん委員会を開催し譲受希望者を調整したところ、                    さん、                    さん、                    さんに決定しました。

譲受人より公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業の実施の要請がありました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号5について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5は報告のとおり承認されました。

( [redacted] 君復席)

以上をもって、報告第54号、内容5件は報告のとおり承認されました。

◎報告第55号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第5。報告第55号、農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第55号について説明させていただきます。

農用地賃貸借申出に係るあっせん結果について、次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん賃貸借申出者、

[redacted] さん。

あっせん委員長、高橋委員。

あっせん委員、高原委員、熊谷委員。

報告年月日、平成31年1月18日。

借受人、地番、金額等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字オソツベツ121-6。

現況地目、畑。

面積、74, 258㎡外5筆、合計面積は304, 226㎡。

年間賃貸料、139, 900円。

借受人氏名、 [redacted] さん。

賃貸借期間につきましては、公告の日から平成35年11月28日までとなっております。

番号1につきましては、あっせん委員長であります高橋委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

報告第55号、番号1について報告致します。

1月18日に役場小会議室においてあっせん委員会があり、あっせん委員には高原委員、熊谷委員と私が指名され、事務局より相撲局長が出席し、あっせん委員長に私が互選されました。

この農地は、 [redacted] さんよりあっせん申出があり、北海道農業公社が買入を実施した農地であり、5年後に公社より取得する予定の [redacted] さんへ賃貸するものです。

内容については、事務局の説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。



1月18日に熊谷委員、高原委員と私、事務局より湊谷主事で現地調査を行ってまいりました。申請地は参考資料1ページから3ページに記載されていますので、ご覧いただきたいと思います。申請者は、[ ]さんと、貸主の[ ]さんの土地に、電気通信基地局設備の設置を目的とするものです。

なお、先ほど事務局より説明のありましたとおり、本案件は転用許可が不要な案件となっております。

以上で説明終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあられました、15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第56号内容1件については報告のとおり承認されました。

（[ ]君復席）

#### ◎議案第95号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第7。議案第95号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第95号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示、別紙のとおり1件であります。

番号1。

賃貸人、[ ]さん。

賃借人、[ ]さん。

土地の表示、字オソツベツ原野693-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、114,733㎡外1筆、合計面積は163,322㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日、平成29年4月28日。

契約期間、平成29年4月28日から平成39年4月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、平成30年12月19日。

土地の引渡し時期、平成30年12月19日。

なお、調査結果につきましては、高橋委員よりご報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 15番・高橋君。

○15番(高橋政寿君) 15番・高橋です。

議案第95号、番号1について報告致します。

1月17日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人[ ]さんと、賃借人[ ]さんと合意解約するものです。

解約後の農地につきましては、[ ]さんの後継者の[ ]さんと賃貸契約を行うものです。

土地の引渡し時期は、平成30年12月19日で、賃貸借の解約が合意された年月日は平成30年12月19日と確認しており、引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、知事の許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第95号、内容1件については原案可決されました。

#### ◎議案第96号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第8。議案第96号、農業振興地域整備計画の変更について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

議案第96号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

区分、除外。

地番、字虹別原野431番地1。

現況地目、畑。

面積、46,533㎡の内983.45㎡。

事業計画の名称、農家用住宅建設事業。

事業主体、[ ]、[ ]さん。

事業開始、除外後。

事業の規模等、住宅 85.8 m<sup>2</sup>。

土地所有者、■■■■さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農家住宅を建設するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第 5 条申請中。

土地選定の理由、当該地は、住宅建設地とすることにより農業経営の上で有利となり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号 1 につきましては、調査委員であります笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14 番・笛木君。

○14 番（笛木眞一君） 14 番・笛木。

議案第 96 号、番号 1 について報告致します。

1 月 10 日に事務局より調査の依頼があり、1 月 17 日に高原委員、大泉委員と私、事務局より相撲局長、高橋主査、湊谷主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の 4 ページから 6 ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、■■■■で酪農経営を行う■■■■さんが、農家用住宅を建設するため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、除外しようとする面積は記載のとおり確認いたしております。

除外しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおり確認をしております。

当該地は周辺に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断をいたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号 1 について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました 14 番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号 1 については原案可決されました。

続いて番号 2 を議題と致します。

なお、■■■■番・■■■■君は、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（■■■■君退席）

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君）はい。

番号2について説明させていただきます。

番号2。

区分、除外。

地番、字西標茶136番地2。

現況地目、牧場。

面積、1,064㎡の内25㎡。

事業計画の名称、電気通信基地局設備の建設。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、平成30年1月14日。

事業の規模等、コンクリート柱等1式。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、電気通信基地局設備を設置するものであります。

土地選定の理由、当該地は地理的に電波の伝搬に最適であり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号2につきましては、調査委員であります高橋委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

議案第96号、番号2について報告致します。

1月18日に熊谷委員、高原委員と私、事務局より湊谷主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の1ページから3ページに記載されておりますのでご覧ください。

この案件は、XXXXXXXXXXさんが携帯電話の基地局を設置するために、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを、標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないものと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおりと確認しております。

除外しようとする内容及び目的、計画についても記載のとおり確認しております。

当該地は、周辺に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあられました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「あり」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） はい、9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） 9番・渡邊です。

今のですね、報告の中でちょっとわからない点がありましたので、質問致します。

この報告の中ではですね、1月14日事業開始と報告されております。

今、口頭の説明の中で現地調査が1月18日となっておりますが、この辺の事をお聞きしたと思っております。

○会長（佐瀬日出夫君） 農地係・湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

こちら事業開始1月14日となっておりますが、こちらの事業自体、事後報告でもうちの農地法でも農振法の方、事前に報告を出していただかなくても、事後報告でもいいとなっております、1月14日事業開始ということとなっております。

○会長（佐瀬日出夫君） 事務局長・相撲君。

○事務局長（相撲浩信君） 届出制なんで、うちの許可を受けて施行するのではなくて、あくまでも届出、こういう事をやりましたという届出なんで事後でもいいとなっております。

この基地局に関しては、土地収用法による公共事業と同じ扱いです。

届出をすればできるということです。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） はい、そういう事で理解をいたします。

だとするならばですね、現地調査の必要性はまったくないと、事務的にペーパー上で処理できるものですが、あえて現地調査を行う必要はないんじゃないかと私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○会長（佐瀬日出夫君） 事務局長・相撲君。

○事務局長（相撲浩信君） この件につきましては、農地性がありそうだったので、その確認です。

農地ではなかったら必要ないですけども。

農地の疑いがあるということで、委員さんが現地に行って確認をした、その現地調査です。

○会長（佐瀬日出夫君） 9番・渡邊君。

○9番（渡邊裕義君） ごめんなさいね、もう1点だけ。

万が一、現地調査の結果として、問題があったと、そういう場合はどのような処理をするのか。

○会長（佐瀬日出夫君） 事務局長・相撲君。

○事務局長（相撲浩信君） 先ほど報告第56号で説明いたしましたとおり、認定電気通信事業者による事業のため、農地であっても許可は不要となり設置できることとなります。

○会長（佐瀬日出夫君） 渡邊君よろしいですか。

○9番（渡邊裕義君） いいですよ。

○会長（佐瀬日出夫君） 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

（                    君復席）

以上をもって、議案第96号、内容2件については原案可決されました。

#### ◎議案第97号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第9。議案第97号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第97号についてご説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

所有者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

転用者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字虹別原野431-1の内。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、802.65㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的、農家住宅の建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

農家住宅85.81㎡、土地造成716.84㎡。

事業費、33,500,000円となっております。

番号1につきましては調査委員を、高原委員、大泉委員、笛木委員に依頼しておりますが、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

議案第97号、番号1について報告いたします。

1月10日に事務局より調査の依頼があり、1月17日に高原委員、大泉委員と私、事務局より相撲局長、高橋主査、湊谷主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の4ページから6ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、XXXXXXXXXXで酪農経営を営むXXXXXXXXXXさんで、持ち主のXXXXXXXXXXさんの土地に農家用住宅建設を目的とした永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおり確認しております。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後営農を続けていく上で、必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第97号、内容1件は原案可決されました。

#### ◎議案第98号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第10。議案第98号、農用地の買入協議に係る要請について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第98号について説明させていただきます。

農用地の買入協議に係る要請について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整申出のあった下記の農用地について、公益財団法人 北海道農業公社による買入が特に必要と認められるので、同法第16条第1項の規定に基づき、標茶町長に買入協議の要請をすることについて議決を求めるものであります。

所有権移転に係る利用調整申出のあった農用地は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

利用調整申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

申出を受けた年月日、平成30年11月8日。

土地の所在、字熊牛原野20線東10-3。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、138㎡外27筆、合計面積が490,381㎡となっております。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第98号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第99号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第11。議案第99号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容11件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第99号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり11件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字オソツベツ原野693-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、114, 733㎡外1筆、合計面積は163, 322㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、平成31年1月29日から平成39年4月27日まで。

土地の引渡時期、平成31年1月29日。

金額は、年間326, 000円。

支払方法は、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号1の調査結果につきましては、高橋委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

議案第99号、番号1について報告致します。

1月11日付けで事務局より調査の依頼があり、1月17日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、相手方の希望により農地を貸付けするものです。

借主のXXXXXXXXXXさんは農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約につきましては、借受人は認定農業者となっており、農地のすべてを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号、各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。



以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

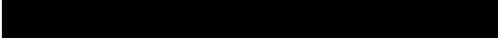
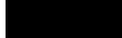
事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、さん。

土地の所在、字上多和113-3。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、5,682㎡外8筆、合計面積は29,652㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間は、平成31年1月29日から平成41年1月28日まで。

土地の引渡時期、平成31年1月29日。

金額は、無償。

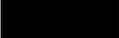
支払方法は、なし。

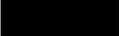
なお、番号3につきましては、大泉委員に調査を依頼しておりましたが、本日欠席でありますので、届いている調査報告をもとに、事務局より報告をさせていただきます。

議案第99号、番号3について報告致します。

1月11日付けで事務局より調査の依頼がありまして、1月18日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、後継者へ農地を貸付けするものです。

借主のさんは農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約につきましては、借受人は認定農業者となっており、農地のすべてを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号、各要件を満たし適格であると判断いたしました。

以上で大泉委員の代理報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました8番・大泉君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号4について説明させていただきます。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字虹別原野35-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、25,506㎡外21筆、合計面積は763,058㎡。

利用権設定等の種類、使用貸借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、使用貸借。

利用権の期間は、平成31年1月29日から平成51年1月28日まで。

土地の引渡時期、平成31年1月29日。

金額、無償。

支払方法は、なし。

なお、番号4につきましては、笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 14番・笛木君。

○14番（笛木眞一君） 14番・笛木。

議案第99号、番号4について報告致します。

1月11日付けで事務局より調査の依頼がありまして、1月18日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の使用貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のXXXXXXXXXXさんは、後継者へ農地を貸付けするものです。

借主のXXXXXXXXXXさんは農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この使用貸借契約につきましては、借受人は認定農業者となっており、農地のすべてを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号、各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました14番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

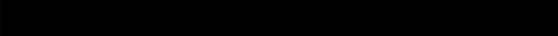
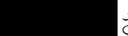
続いて、番号5を議題と致します。

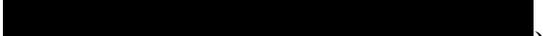
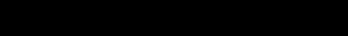
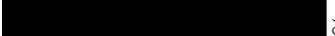
事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号5について説明させていただきます。。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、  
さん。

土地の所在、字オソツベツ121-6。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、74,258㎡外5筆、合計面積は304,226㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、平成31年1月29日から平成35年11月28日まで。

土地の引渡時期は、平成31年1月29日。

金額は、年間139,900円。

支払方法は、毎年12月10日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号5につきまして、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号5について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

お諮り致します。

番号6から番号11まで内容6件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

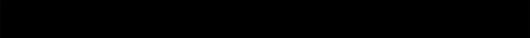
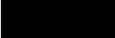
よって、番号6から番号11まで内容6件を一括議題と致します。

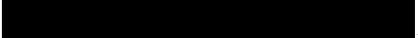
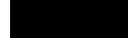
事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号6。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、さん。

土地の所在、字虹別原野636-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、28,218㎡外10筆、合計の面積は78,895㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期、平成31年1月29日。

対価の支払期限、平成31年3月29日。

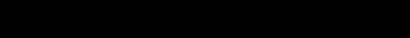
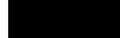
土地の引渡時期は、対価の支払日。

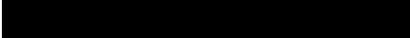
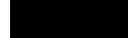
価格は、4,749,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号7から番号11まで、利用権設定等の種類、成立する法律関係、土地の引渡時期、支払方法が番号6と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号7。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、さん。

土地の所在、字虹別原野638-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、20,235㎡外1筆、合計面積は67,931㎡。

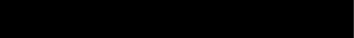
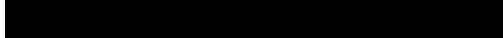
利用権設定等の内容、普通畑。

所有権移転の時期、平成31年1月29日。

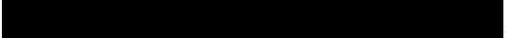
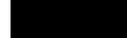
対価の支払期限、平成31年3月29日。

価格は、4,746,000円となっております。

番号8。

利用権の設定等を受ける者、、

さん。

利用権の設定等をする者、、さん。

土地の所在、字中チャンベツ392-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、12,266㎡外5筆、合計面積は99,073㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

所有権移転の時期、平成31年1月29日。

対価の支払期限、平成31年3月29日。

価格、1,502,000円となっております。

番号9。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字中チャンベツ367-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積は、49,182㎡外12筆、合計面積は170,165㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

所有権移転の時期、平成31年1月29日。

対価の支払期限、平成31年3月28日。

価格、2,925,000円。

番号10。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野270。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、12,489㎡外3筆、合計面積は58,306㎡。

利用権設定等の内容、採放地。

所有権移転の時期、平成31年1月29日。

対価の支払期限、平成31年3月28日。

価格、1,416,000円。

番号11。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

さん。

土地の所在、字中チャンベツ原野650。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、87,662㎡。

利用権設定等の内容、畑。

所有権移転の時期、平成31年1月29日。

対価の支払期限、平成31年3月28日。

価格、886,000円。

なお、番号6から番号11につきまして、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、番号6から番号11まで内容6について事務局の説明を終

わかります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号6から番号11まで内容6件については原案可決されました。

以上をもって、議案第99号、内容11件は原案可決されました。

事務局長・相撲君。

○事務局長(相撲浩信君) 先ほどですね、議案第96号で農業振興地域整備計画の変更について、渡邊委員のご質問で、現地調査の必要性ということでご説明したのですが、先ほど農地性があるかどうかという事と、もう1点農振の整備計画、変更ということで、町の方から意見を求められてるので現地調査を行っております、ということです。

以上です。

#### ◎閉議の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) これをもちまして、第20回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

#### ◎閉会の宣告

○会長(佐瀬日出夫君) 第20回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

どうも御苦労さまでした。

(午前11時22分閉会)